

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく各返還金額決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

- 1 ○○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和2年6月25日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分の返還金額決定額4,178,893円のうち、4,178,013円を超える部分を取り消すべきである。
- 2 その余の本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、処分庁が、令和2年6月25日及び同年7月14日付けの費用返還決定通知書（以下それぞれ「本件処分通知書1」「本件処分通知書2」といい、併せて「本件各処分通知書」という。）により請求人に対して行った、法63条の規定に基づく各返還金額決定処分（以下、本件処分通知書1による処分を「本件処分1」、本件処分通知書2による処分を「本件処分2」といい、併せて「本件各処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件各処分の違法性又は不当性

を主張している。

〇〇銀行から8 / 7、8 / 1 1にお金を790万円おろして落としたので、処分を取り消して、お金を4, 178, 893円と1, 731, 713円返してください。お願いします。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求のうち、本件処分1の返還金額決定額を4, 178, 893円と決定した部分のうち、4, 178, 013円を超える部分の取消しを求める審査請求は理由があるから、行政不服審査法46条1項の規定を適用して取り消すべきであり、その余の部分及び本件処分2に係る審査請求については理由がないから、同法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年12月14日	諮問
令和 3年 2月26日	審議（第52回第1部会）
令和 3年 3月15日	審議（第53回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の

維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 費用返還義務

法 6 3 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

(3) 相続による財産の取得と法 6 3 条の規定の適用

民法 8 8 2 条及び 8 9 6 条は、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するものとしている。また、同法 9 0 7 条 1 項及び 9 0 9 条本文は、共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができ、その遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるとしている。

したがって、遺産相続の場合に法 6 3 条の規定に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなる（以上「生活保護問答集について」（平成 2 1 年 3 月 3 1 日付厚生労働省社会・援護局

保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-6
(答)(2))。

(4) 就労に伴う収入以外の収入の認定・必要経費

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8・1は、勤労(被用)収入、農業収入、農業以外の事業(自営)収入並びに恩給及び年金等の収入以外の収入は、その全額を当該月の収入として認定することとしている。

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8・3・(2)・イ・(ア)は、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定することとし、また、同・(ウ)は、(ア)の収入を得るために必要な経費としてこれを受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際の必要額を認定することとしている。

そして、相続は、被相続人の死亡を原因としたものではあるものの、対価の給付を伴わずに被相続人の財産が一方的に相続人に移動する点において、贈与と類似したものであると解されることから、上記贈与等の収入認定及び必要な経費の控除に係る取扱いは相続における各種経費の控除についても同様に適用されると解される。

(5) なお、次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、「問答集」は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言(ガイドライン)であり、上記(3)の内容は法令の解釈として合理的なものと認められる。

2 本件各処分についての検討

(1) 法63条の規定の適用について

実父は平成27年5月26日に死亡したことが推定されることから、請求人は、同日時点で相続財産を得た、すなわち「資力」が発生したといえる（1・(3)）。それにもかかわらず、請求人は、当該資力発生日（平成27年5月26日）から、現実に相続金を手にした日（令和2年5月27日、同年7月8日及び同月10日）までの間、処分庁からの保護を受けていたことが認められる。

したがって、請求人については、法63条が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるのにも関わらず、保護を受けたとき」の要件に該当するといえるのであるから、同条の規定が適用され、請求人には、実父の死亡により得た本件各相続金のうち、時効にかからない期間（平成27年7月1日から本件廃止の日の前日の令和2年7月7日まで）に係る本件支給済保護費の範囲内において処分庁が定めた額を処分庁へ返還する義務が生じたといえる。

法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであるから（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）、上記の事実を踏まえると、処分庁が、法63条の規定を適用して本件各処分を行ったことに、違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分1について

本件処分1において、処分庁は、請求人に係る法63条の規定にいう資力の額を、本件相続金1（5,000,000）

円)及び本件余剰金(38,893円)の合計から、必要経費として、弁護士等費用(860,000円)を控除した額4,178,893円と認定したことが認められる。その際、処分庁は、本件送金手数料(880円)を必要経費と認定せずに、同額(4,178,893円)に相当する支給済保護費について返還金額として決定していることが認められる。

しかしながら、次官通知第8・3・(2)・イ・(ア)及び同・(ウ)によれば、贈与等の収入を得るために必要な経費として当該収入を受領するための交通費等を必要とする場合は、その実際の必要額を認定するとされているところ(1・(4))、本件送金手数料は、請求人が本件相続金1を得るために必要な経費であると認められるから、本件処分1の返還決定額の算定には誤りがあるといわざるをえない。

そうすると、本件処分1に係る返還対象期間における支給済保護費の合計額(以下「本件支給済保護費1」という。)は5,877,266円であるところ(別紙1-1「返還金額算定表(本件処分1・正)」)、請求人において発生した資力は、上記の誤りにかかわらず本件支給済保護費1を下回る。ので、請求人が「資力があるにもかかわらず」受給した保護費としては、本件相続金1及び本件余剰金の合計から必要経費を控除した金額に相当する金額(ただし、処分庁が認定した4,178,893円(別紙1-2「返還金額算定表(本件処分1・誤)」)ではなく、本件送金手数料も控除した4,178,013円)であるといえる(別紙1-1)。

したがって、本件処分1のうち、正しい資力の額である4,178,013円を超える部分(本件送金手数料に相当する支給済保護費の返還金額決定分(880円))については、

上記 1 の法令等に則ってなされたものとはいえないから取消しを免れない。

(3) 本件処分 2 について

本件処分 2 において、処分庁は、請求人に係る法 63 条の規定にいう資力の額を、本件相続金 2（10,000,000 円）から、必要経費として、請求人の遺産分割協議に要した交通費（17,546 円）を控除した額 9,982,454 円としたことが認められる。

そして、本件処分 2 における返還対象期間（平成 31 年 1 月から令和 2 年 2 月までの間）の支給済保護費が 1,731,713 円であり、資力の額 9,982,454 円が同額を上回ることから、同支給済保護費の全額について、返還金額として決定したものと認められる（別紙 2「返還金額算定表（本件処分 2）」）。

そうすると、本件処分 2 は、上記 1 の法令等の規定に則ってなされた適法なものと認められ、違算も認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり、令和 2 年 8 月 7 日及び同月 11 日に銀行口座から引き出した相続金の一部を紛失したとして、本件処分を取り消すことを求めている。

しかしながら、本件各処分後に請求人が相続金の一部を紛失したとする主張については具体的な立証が一切ないから、請求人の主張には理由がない。

4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当とすべき点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適

正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1 及び別紙2 (略)